議案第６４号

芽室町地区計画区域内建築物の制限に関する条例中一部改正の件

芽室町地区計画区域内建築物の制限に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和８年１１月２４日提出

芽室町長　手　島　　旭

芽室町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

芽室町地区計画区域内建築物の制限に関する条例（平成９年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

東芽室南１線地区地区整備計画	都市計画法第20条第１項の規定により告示された帯広圏都市計画東芽室南１線地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第２に次のように加える。

東芽室南１線地区地区計画	運送業務地区	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外のもの （１）道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業を営む事務所 （２）道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業の用に供する倉庫（ただし、建築基準法別表第２(る)項第二号に規定する危険物の貯蔵に供する倉庫を除く）、自動車車庫、自動車修理工場 （３）道路貨物運送業、	500平方メートル	道路境界線までの距離3.0メートル。ただし、既存の建築物を増築、改築をする場合は、増築、改築する部分が外壁等の中心線から道路境界線までの距離が、規定以上である場合又は車庫、物置、その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3ｍ以下である場合又は外壁等の中心線の長さの合

		倉庫業、運輸に付帯するサービス業の用に供する工場（ただし、建築基準法別表第２(る)項第一号の事業を営む工場を除く） （４）食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業を営む事務所 （５）食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業の用に供する倉庫（ただし、建築基準法別表第２(る)項第二号に規定する危険物の貯蔵に供する倉庫を除く） （６）飲食料品卸売業、その他の卸売業、その他小売業を営む事務所 （７）飲食料品卸売業、その他の卸売業、その他小売業の用に供する倉庫（ただし、建築基準法別表第２(る)項第二号に規定する危険物の貯蔵に供する倉庫を除く） （８）前各号の建築物に附属するもの		計が４メートル以下である場合は、この限りでない。
	製造業務	次の各号に掲げる建築物	500平方	道路境界線までの

	地区	及びこれに附属する建築物以外のもの。 （１）道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業を営む事務所 （２）道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業の用に供する倉庫（ただし、建築基準法別表第２(る)項第二号に規定する危険物の貯蔵に供する倉庫を除く）、自動車車庫、自動車修理工場 （３）道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業の用に供する工場（ただし、建築基準法別表第２(る)項第一号の事業を営む工場を除く） （４）食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業を営む事務所 （５）食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業の用に供し、試作品の製造・加工を行う工場（ただし、建築基準法別表第２(る)項第一号の事業を営む工場を	メートル	距離3.0メートル。ただし、既存の建築物を増築、改築をする場合は、増築、改築する部分が外壁等の中心線から道路境界線までの距離が、規定以上である場合又は車庫、物置、その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3ｍ以下である場合又は外壁等の中心線の長さの合計が４メートル以下である場合は、この限りでない。

		除く） （６）食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業の用に供する倉庫（ただし、建築基準法別表第２(る)項第二号に規定する危険物の貯蔵に供する倉庫を除く） （７）飲食料品卸売業、その他の卸売業、その他小売業を営む事務所 （８）飲食料品卸売業、その他の卸売業、その他小売業の用に供する倉庫（ただし、建築基準法別表第２(る)項第二号に規定する危険物の貯蔵に供する倉庫を除く） （９）前各号の建築物に附属するもの		

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

説　明

帯広圏都市計画地区計画の変更に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案

別表第１（第２条関係）

名称	区域
―略―	―略―
弥生東第２地区地区整備計画	―略―
東芽室南１線地区地区整備計画	都市計画法第20条第１項の規定により告示された帯広圏都市計画東芽室南１線地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

現　行

別表第１（第２条関係）

名称	区域
―略―	―略―
弥生東第２地区地区整備計画	―略―

改正案

別表第２（第３条、第４条、第５条関係）

地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	ア	イ	ウ
		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の中心線から敷地境界線までの距離の最低限度
－略－	－略－	－略－	－略－	－略－
弥生東第２地区地区計画	－略－	－略－	－略－	－略－

現　行

別表第２（第３条、第４条、第５条関係）

地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	ア	イ	ウ
		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の中心線から敷地境界線までの距離の最低限度
－略－	－略－	－略－	－略－	－略－
弥生東第２地区地区計画	－略－	－略－	－略－	－略－

改正案					現　行
東芽室南１線地区地区計画	運送業務地区	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外のもの （１）道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業を営む事務所 （２）道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業の用に供する倉庫（ただし、建築基準法別表第２(る)項第二号に規定する危険物の貯蔵に供する倉庫を	500平方メートル	道路境界線までの距離3.0メートル。ただし、既存の建築物を増築、改築をする場合は、増築、改築する部分が外壁等の中心線から道路境界線までの距離が、規定以上である場合又は車庫、物置、そ	

改正案					現　行
		除く）、自動車車庫、自動車修理工場 （３）道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業の用に供する工場（ただし、建築基準法別表第２(る)項第一号の事業を営む工場を除く） （４）食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業を営む事務所 （５）食料品製造業、飲料・たばこ・飼料		の他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下である場合又は外壁等の中心線の長さの合計が４メートル以下である場合は、この限りでない。	

改正案					現　行
		製造業の用に供する倉庫（ただし、建築基準法別表第２(る)項第二号に規定する危険物の貯蔵に供する倉庫を除く） （６）飲食料品卸売業、その他の卸売業、その他小売業を営む事務所 （７）飲食料品卸売業、その他の卸売業、その他小売業の用に供する倉庫（ただし、建築基準法別表第２			

改正案					現　行
		（る）項第二号に規定する危険物の貯蔵に供する倉庫を除く） （８）前各号の建築物に附属するもの			
	製造業務地区	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外のもの。 （１）道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付	500平方メートル	道路境界線までの距離3.0メートル。ただし、既存の建築物を増築、改築	

改正案					現　行
		帯するサービス業を営む事務所 （２）道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業の用に供する倉庫（ただし、建築基準法別表第２(る)項第二号に規定する危険物の貯蔵に供する倉庫を除く）、自動車車庫、自動車修理工場 （３）道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービ		をする場合は、増築、改築する部分が外壁等の中心線から道路境界線までの距離が、規定以上である場合又は車庫、物置、その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下である場合又は外	

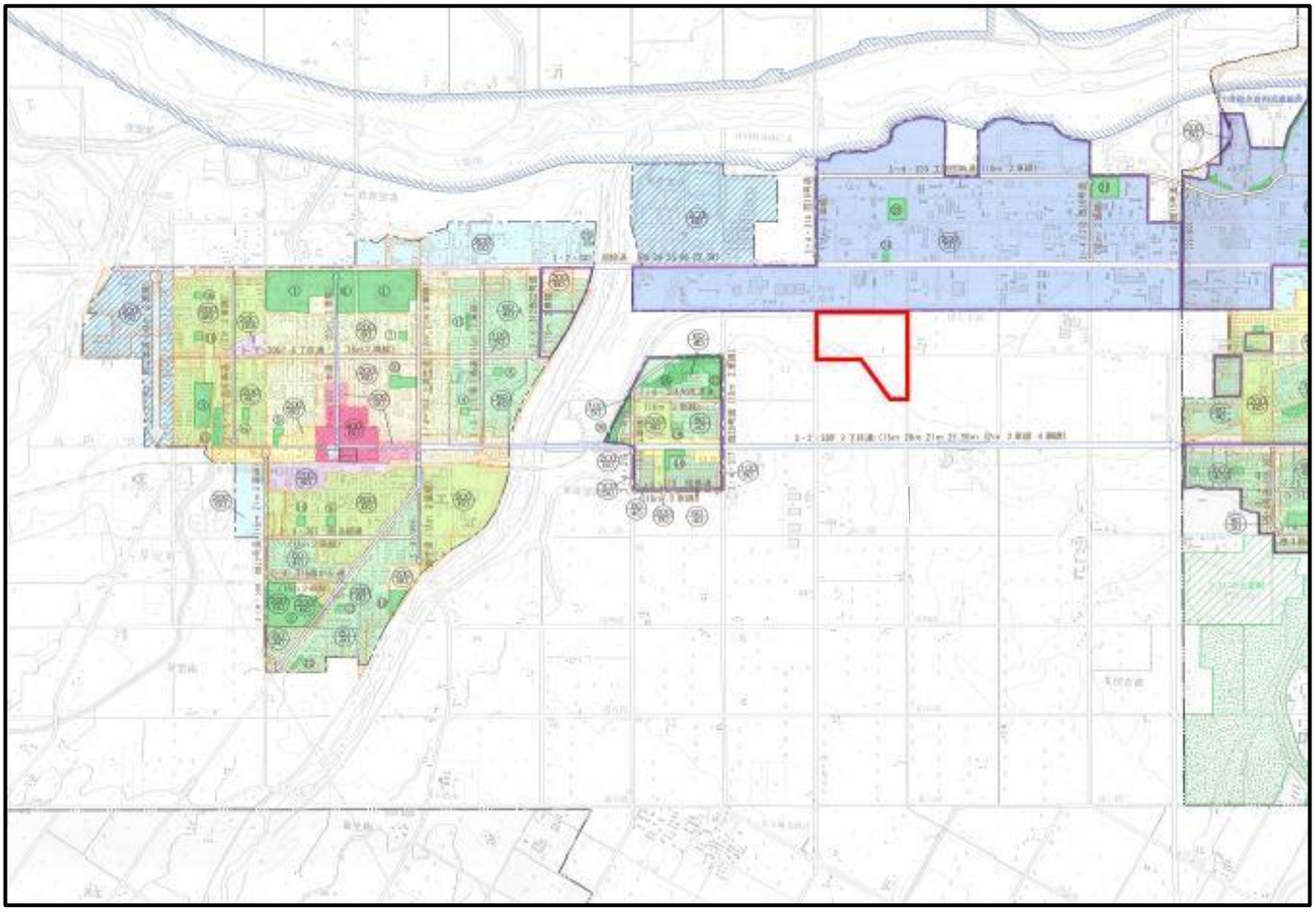
改正案					現　行
		ス業の用に供する工場（ただし、建築基準法別表第２（る）項第一号の事業を営む工場を除く） （４）食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業を営む事務所 （５）食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業の用に供し、試作品の製造・加工を行う工場（ただし、建築基準法別表第２（る）項第		壁等の中心線の長さの合計が４メートル以下である場合は、この限りでない。	

改正案					現　行
		一号の事業を営む工場を除く） （６）食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業の用に供する倉庫（ただし、建築基準法別表第２(る)項第二号に規定する危険物の貯蔵に供する倉庫を除く） （７）飲食料品卸売業、その他の卸売業、その他小売業を営む事務所 （８）飲食料品卸売業、その			

改正案	現　行
<table><tr><td></td><td></td><td>他の卸売業、その他小売業の用に供する倉庫（ただし、建築基準法別表第２(る)項第二号に規定する危険物の貯蔵に供する倉庫を除く） （９）前各号の建築物に附属するもの</td><td></td><td></td></tr></table> 附　則 この条例は、公布の日から施行する。	

北

帯広圏都市計画東芽室南１線地区地区計画　位置図



凡　例	
――――	地区計画区域

帯広圏都市計画東芽室南１線地区地区計画　計画図

